

サービック第一事業所において 「年休発給抑制」「休日出勤懲憑」の掲示

第一事業所において、多客期（お盆）輸送の期間は運転本数が多いため「休み（年休）が取りづらい状況となる」「休日出勤可能な日は申し込み簿への記載や管理者への連絡」という内容の掲示が掲出されました。

7月6日、地本は、社員にだけ負担を強いるだけの無責任・不誠実な会社（第一事業所）のやり方に対して、以下のように申し入れを行いました。

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小松 修治 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

新大阪第一事業所の多客期（お盆）輸送の勤務について

6月25日、新大阪第一事業所で『多客期（お盆）輸送の勤務について』と題して、「コロナ収束後はお客様のご利用状況が好調であり、運転本数増加に併せて業務量も大きく増えています。繁忙期であるお盆の運転本数が多い日（8/9～20）は、ほとんどの日で3組体制が必要となります。この期間は休みが取りづらい状況となりますのでご協力をします。また、休日出勤可能な日は「休日出勤申し込み簿」への記載、又はT長や勤務担当へご連絡をお願いします。」という掲示がされた。

このことは、年休の発給抑制や休日出勤の懲憑という内容であり、看過できない。よって、下記のとおり申し入れるので誠意ある回答をすること。

記

1. 年休の発給抑制はやめること。
2. 特休の移動はやめること。
3. 休みが取りづらい要員状態を放置せず、会社の責任において要員を確保すること。